

件 名	65歳から障害を持った人に対する福祉政策に関する陳情			
提 出 者 住 所 氏 名	墨田区京島二丁目25番10号 墨田区地域腎友会 会長 田 口 一 郎			
受理年月日	平成20年5月15日	受理番号	第8号	
要 旨 墨田区では、65歳から障害を持った人に対するタクシー券、障害者福祉手当などの福祉政策の恩恵がないが、それは障害者に対する差別ではないか。 墨田区は、墨田区の独自の条例の下で平等に扱ってください。 (理 由) 墨田区では、介護保険制度の施行後、65歳から線引きをして、我々と同じ透析患者も65歳を過ぎてから透析を始めると障害者福祉手当もタクシー券ももらうことができないとされました。また、入浴証なども支給されていますが、透析患者は透析日には入浴できません。週一度でも良いのですが、曜日は決めないでください。 各区で独自の施策を行っていますが、タクシー券の支給に年齢制限を付けているのは23区中、墨田区を含めて2区だけです。また、障害者福祉手当には所得制限は付けるが年齢制限は付けないというような区もあります。私たち透析患者に年齢制限はありません。墨田区も65歳から障害を持った人に区独自の施策、条例で手厚い福祉政策をしていただきたい。 我々は障害者一級です。私たちには年齢に関係なく48時間の時間しかないのです。その間に透析を受けなければ命にかかわるのです。透析の費用は健康保険でまかなっていただいています。月1万円の負担は東京都でまかなっていただいています。それには年齢制限がありません。それなのになぜ墨田区の支援には年齢制限があるのですか。命に線引きをするのはおかしいと思います。国民、都民、区民は、みんな平等でなければなりません。特に、障害者はなりたくて障害者になったわけではありません。平等に扱ってください。 以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。 以 上				